

掲示物①

大規模小売店舗立地法第 6 条第 2 項の規定による変更前の変更について、同法施行規則第 11 条第 2 項の規定に基づき、掲示します。

令和 8 年 7 月 28 日

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名 称 ミスターマックス伊勢崎ショッピングセンター
 所 在 地 群馬県伊勢崎市宮子町 3556-1 外
- 2 設置者の名称及び所在地
 氏名又は名称 三菱 UFJ 信託銀行株式会社
 法人代表者氏名 代表取締役 窪田 博
 住 所 東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 5 号

3 変更に係る事項

(1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

① 荷さばき施設の位置及び面積

変更前		変更後	
位置	面積	位置	面積
A 棟南側(荷さばき施設⑥)	1,732 m ²	A 棟南側(荷さばき施設 C-1)	60 m ²
D 棟東側(荷さばき施設⑦)	57 m ²	A 棟南側(荷さばき施設 C-2)	60 m ²
C 棟北側(荷さばき施設⑧)	89 m ²	C 棟北側(荷さばき施設 C-3)	48 m ²
合計	1,878 m ²	合計	168 m ²

(2) 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

① 小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者	変更前	変更後
株式会社ミスターマックス	午前 10 時 00 分～午後 9 時 00 分	午前 9 時 00 分～午後 9 時 00 分
株式会社ロピア	午前 9 時 00 分～翌午前 0 時 00 分	午前 9 時 00 分～翌午前 0 時 00 分
株式会社大創産業	午前 10 時 00 分～午後 9 時 00 分	午前 9 時 00 分～午後 9 時 00 分
株式会社あなはら	午前 10 時 00 分～午後 9 時 00 分	午前 9 時 00 分～午後 9 時 00 分

② 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

変更前		変更後	
位置	荷さばき時間帯	位置	荷さばき時間帯
A 棟南側 (荷さばき施設⑥)	午前 6 時 00 分～午後 9 時 00 分	A 棟南側 (荷さばき施設 C-1)	午前 6 時 00 分～午後 9 時 00 分
D 棟東側 (荷さばき施設⑦)	午前 8 時 00 分～午後 9 時 00 分	A 棟南側 (荷さばき施設 C-2)	
C 棟北側 (荷さばき施設⑧)	午前 8 時 00 分～午後 9 時 00 分	C 棟北側 (荷さばき施設 C-3)	

4 変更を予定する年月日

(1)①令和 8 年 3 月 24 日

※なお、荷さばき施設の位置及び面積については、すでに変更しております。

(2)①②令和 8 年 7 月 24 日

5 変更をしようとする理由

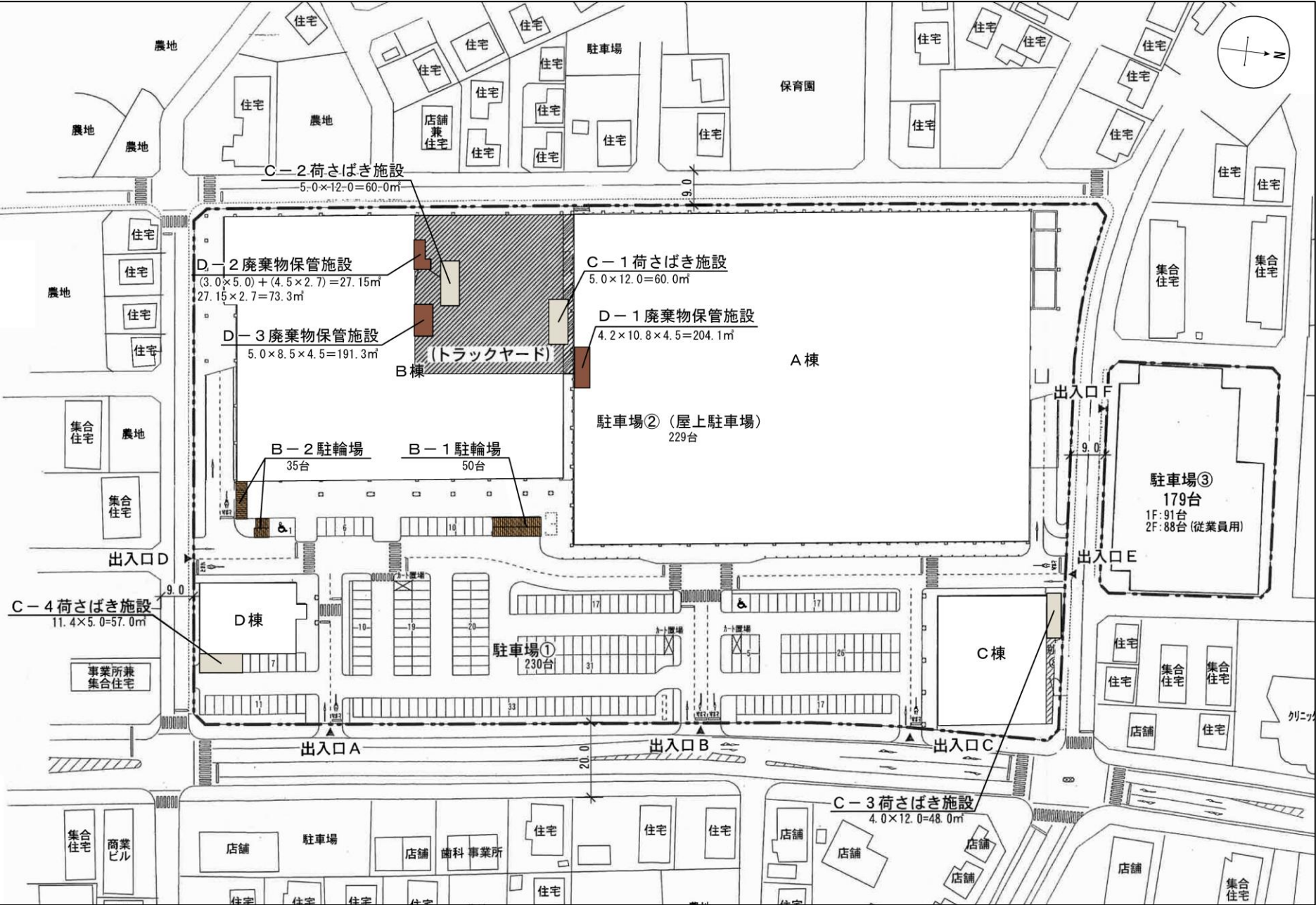
店舗営業計画の変更に伴い、営業時間を変更するため。

6 問合せ先

名 称 ： 株式会社エスパシオコンサルタント
 担当者所属部署 ： 環境企画部
 担 当 者 氏 名 ： 江内田 徹
 電 話 番 号 ： 03-6222-2209
 F A X 番 号 ： 03-6222-2207

掲示期間:令和 8 年 7 月 28 日～令和 8 年 11 月 28 日

建物配置図（変更前）



建物配置図（変更後）

